

横浜市立梅林小学校同窓会規約

第1章 総 則

第1条 本会は横浜市立梅林小学校同窓会と称し、事務局を梅林小学校内に置く。

第2条 本会は会員の社会生活の充実・人格の向上に努め、あわせて会員相互の親睦を図ると共に、会員と母校との連携を保ち、母校の発展と地域社会の進展に寄与することを目的とする。

第2章 事 業

第3条 本会は前条の目的達成のため次のことを行う。

- 1 梅林小学校校風の維持促進に関すること。
- 2 同窓生の消息の把握に関すること。
- 3 在校生の指導進展に関すること。
- 4 その他本会の目的達成に必要なこと。

第3章 構 成

第4条 本会は横浜市立梅林小学校卒業生、横浜市立梅林小学校教職員・旧教職員をもって組織する。

第5条 本会に次の役員、委員を置く。

会 長 1名、副会長 2名、書 記 2名、会 計 2名、会計監査 2名、常任委員各期 10名以内、委員各組 2名、顧 問 若干名。

第6条 役員、委員の任務

- 1 会長は、本会を代表し、総会、委員会、常任委員会及び総会準備委員会を招集する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
- 3 書記は総会、委員会、常任委員会の議事を正確に記録し保存する。
- 4 会計は会長と緊密な連絡をとり本会のすべての会計事務を行う。
- 5 会計監査はその結果を総会において報告する。
- 6 常任委員は本会の円滑な運営を図るために助力する。
- 7 委員は卒業生との連絡に当たる。
- 8 顧問は本会を補佐する。

第7条 役員の選出

- 1 会長・副会長・書記・会計は総会において選出する。
- 2 常任委員は会長が委嘱し、総会の承認を得る。
- 3 委員は卒業期の組において推薦し、会長がこれを委嘱する。
- 4 顧問は梅林小学校教員とする。

第8条 すべての役員の任期は2年とし再任を認める。

第4章 会 議

第9条 本会に次の機関を置く。

総会、委員会、常任委員会、総会準備委員会

第10条 定期総会は隔年1回開き次の事を行う。

(6月第1土曜午後2時～ 於、場所は役員会が選定し、会長が決定する。)

但し常任委員会で認めた場合、会長は臨時に総会を招集することができる。

- 1 会則の決定、修正。
- 2 会長・副会長・書記・会計・会計監査の選出及び常任委員の承認。
- 3 予算、決算に関すること。

第11条 総会の議長は会長が行い、議事録の記録は会長が指名する者とする。決議は出席会員総数の過半数をもって決定する。

第12条 委員会は常任委員の構成員と委員で構成する。

第13条 会長が必要と認めた場合に委員会を招集する。

第14条 常任委員会は会計監査を除く総会選出の役員・常任委員・顧問をもって構成する。
(定足数は3分の1とする。)

第15条 常任委員会は本会全般にわたる事を企画審議して総会に提出し、決定事項の執行に当たる。但し特別の場合は総会の審議を必要としない。

第16条 隔年、同窓会総会準備委員会を設けることとする。

委員会は会長を顧問とし、卒業後2年までの常任委員と各クラス委員がこの運営に当たる。

第5章 会 費

第17条 本会の経費は維持会費、寄付金をもってこれに充てる。

第18条 維持会費は1人につき1,000円とし卒業時に納入するものとする。

第19条 その他必要と認められる経費は常任委員会の承認を経て臨時に徴収することができる。

第20条 会計年度は4月1日より翌々年3月31日までとする。

第21条 本会費は本会の存続、維持のためにこれを充てる。

第22条 予算外の支出が生じた場合、常任委員会の出席者の3分の2以上で可決し、総会に提出し過半数をもってこれを可決する。

第6章 補 則

第23条 本会の会則の修正は常任委員会の3分の2以上の賛成を得て総会に提出し総会出席者の過半数の賛成を必要とする。

第24条 細則は別にこれを定める。

第25条 本会は平成2年2月10日より実施する。

付 則 本会則は平成6年5月14日に改正する。+

付 則 本会則は平成8年6月1日に改正する。

付 則 本会則は平成24年6月2日に改正する。